

本橋プロジェクト

No,2

2022年7月13日

発行・編集責任者

斉藤孝紀

JR東海労新幹線地本

本橋仮処分プロジェクト

第1回審尋が7月26日に開催決定！

本橋本部書記長の出向の取消しを求めた仮処分申立の第1回審尋が今月の26日に行われます。今月中に開く意味は言うまでもありません。本橋さんは今月末で60才定年退職となり、専任社員としてSEKの出向のままとなります。この仮処分で出向命令の効力が仮に停止され車両所に戻れば専任社員として車両所で働き続けることになり、同時に本部書記長としてJR東海労の組織の要として出向前と同様に、それ以上に活躍できるのです。

本橋書記長の出向をなんとしても取り消させるために頑張りましょう。

仮処分申立書から抜粋・・・本件出向命令が権利の濫用とし無効である

1 総論

本件出向命令は、債務者（会社）に出向命令権が存しないにもかかわらずされたものであって無効である。

2 債権者（本橋）は出向に同意しておらず、債務者に出向命令権が存しないこと

(1) 債権者の同意がないこと・・・一貫して明示的に反対の意思を表明・・・

(2) 出向について規定した労働協約が存在しないこと

JR東海労と債務者との間で出向について規定した労働協約が存在しない

(3) 債務者において出向労働者の利益に配慮した詳細な規程等が設けられていないこと

「54才に達した日以降の人事運用については、原則出向するものとするこの場合、賃金は会社基準により支給する。」と定めるのみである・・・

(4) 債務者に出向命令権が存しないこと

本件出向命令について債権者の同意がなく、かつ、債権者の所属するJR東海労と債務者との間での出向についての労働協約も無ければ、債務者において出向労働者の利益に配慮した詳細な規程等（就業規則及び出向規程）も設けられていないのであるから、債務者は、債権者に対して強制力を有する本件出向を命じる権限を有さない・・・